

# 那須塩原市地域密着型サービス等の利用の特例に関する指針

那須塩原市高齢福祉課  
令和8年4月1日施行

## 1 主旨

この指針は、利用者の生活及び居住地域の実情に鑑み、那須塩原市における地域密着型サービス及び介護予防地域密着型サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、利用の特例に係る事項について定める。

## 2 利用の原則

### (1) 介護保険法の定めによる利用の原則

地域密着型サービス等を提供する事業所は、その事業所が所在する市区町村の被保険者（当該市区町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）にサービスを提供することができる。

### (2) 市内事業所の利用の原則

前号の原則に加え、那須塩原市に所在する指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「市内事業所」という。）は、次表に掲げる対象サービスごとに定める利用対象者にサービスを提供することができる。

対象サービス	利用対象者
地域密着型通所介護	(1)那須塩原市の被保険者 (2)那須塩原市に所在する住所地特例対象施設に住所を有する住所地特例適用被保険者
夜間対応型訪問介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
（介護予防）認知症対応型通所介護	
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	那須塩原市の被保険者となった日から起算して3月以上経過した者（那須塩原市の被保険者である住所地特例適用者を含む。）
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

### 3 利用の特例

前項の規定にかかわらず、地域密着型サービス等を提供する事業者は、次項から第7項までの規定により所定の手続を経たときは、特例として、前項に規定する利用対象者以外の者に対象サービスを提供すること（以下「特例利用」という。）ができる。この場合において、那須塩原市長は、対象となる利用者ごとに特例利用の必要性について判断するものとする。

### 4 本市の被保険者となった日から起算して3月以上経過していない者の市内事業所の利用の特例

#### (1) 特例の要件

本市の被保険者となった日から起算して3月以上経過していない者は、次のアからウまでに掲げるサービスのいずれかを提供する市内事業所の利用を希望する場合、次号に定める事前協議に基づき、那須塩原市長がやむを得ない事情があると認めるときは、特例として対象となる市内事業所を利用することができる。

- ア（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- イ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ウ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

#### (2) 事前協議

事前協議は、利用希望者にサービスを提供しようとする市内事業所が、利用希望者ごとに、那須塩原市長に対して次に掲げる書類を提出して行うものとする。

- ア 地域密着型サービス等特例利用に係る事前協議書(様式第1号)
- イ 地域密着型サービス等特例利用に係る理由書(様式第2号)
- ウ 地域密着型サービス等特例利用に係る事業所意見書(様式第3号)
- エ 地域密着型サービス等特例利用に係る介護支援専門員意見書(様式第4号)

#### (3) 特例利用の承認・否認

事前協議を受けた那須塩原市長は、内容を審査し、特例利用の可否について、市内事業所に通知する。

### 5 住所地特例者の市内事業所の利用の特例

#### (1) 特例の要件

住所地特例者（那須塩原市に所在する住所地特例対象施設に住所を有する住所地特例適用被保険者をいう。以下同じ。）は、次のアからウまでに掲げるサービスを提供する市内事業所の利用を希望する場合、次号に定める事前協議に基づき、那須塩原市長がやむを得ない事情があると認めるときは、特例として市内事業所を利用することができる。

- ア（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- イ 地域密着型特定施設入居者生活介護

ウ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(2) 事前協議

事前協議は、利用希望者にサービスを提供しようとする市内事業所が、利用希望者ごとに、那須塩原市長に対して次に掲げる書類を提出して行うものとする。

ア 地域密着型サービス等特例利用に係る事前協議書(様式第1号)

イ 地域密着型サービス等特例利用に係る理由書(様式第2号)

ウ 地域密着型サービス等特例利用に係る事業所意見書(様式第3号)

エ 地域密着型サービス等特例利用に係る介護支援専門員意見書(様式第4号)

(3) 特例利用の承認・否認

事前協議を受けた那須塩原市長は、内容を審査し、特例利用の可否について、市内事業所に通知する。

## 6 本市以外の被保険者の市内事業所の利用の特例

(1) 特例の要件

本市以外の被保険者（住所地特例者を除く。）は、市内事業所の利用を希望する場合、次号に定める事前協議に基づき、当該被保険者の住所地の市区町村長が、那須塩原市長から法第78条の2第4項第4号又は法第115条の12第2項第4号に規定する同意（以下「同意」という。）を得て、当該被保険者の利用について、当該市内事業所を介護保険法第78条の2第4項第4号又は第115条の12第2項第4号の指定（以下「指定」という。）をしたときは、特例として市内事業所を利用することができる。この場合において、那須塩原市長は、次のアまでウまでのいずれにも該当すると認めるときに、同意するものとする。

ア 利用希望者が住所を有する市町村に利用できる事業所がないこと。

イ 利用を希望する市内事業所において、利用定員又は登録定員の2割以上の余裕があること。

ウ 利用を希望する市内事業所において、那須塩原市以外の被保険者の数が利用定員又は登録定員の2割を超えないこと。

(2) 事前協議

事前協議は、利用希望者の保険者である市区町村長が定める方法により、当該市区町村長に対して行うものとする。

(3) 特例利用の承認・否認

事前協議を受けた市区町村長は、内容を審査し、特例利用の可否を決定する。

(4) 特例利用にかかる指定申請

特例利用の承認を得た市内事業所は、介護保険法の規定に基づき、利用希望者の保険者である市区町村長に対して指定の申請をしなければならない。

(注意) 特例利用の指定の手続きは、対象となる利用者ごとに行う必要があります。対象となる利用者に関して指定を受けた日からサービスを提供できます。対象となる利用者の利用終了の際は指定の廃止届を提出してください。

## 7 本市の被保険者による市外事業所の利用の特例

### (1) 特例の要件

本市の被保険者は、市外に所在する指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「市外事業所」という。）の利用を希望する場合、次号に定める事前協議に基づき、那須塩原市長がやむを得ない事情があると認める場合であって、当該市外事業所の所在する市区町村の長から同意を得て、当該被保険者の利用について、当該市外事業所を指定をしたときは、特例として市外事業所を利用することができる。

### (2) 事前協議

事前協議は、利用希望者にサービスを提供しようとする市外事業所が、利用希望者ごとに、那須塩原市長に対して次に掲げる書類を提出して行うものとする。

ア 地域密着型サービス等特例利用に係る事前協議書(様式第1号)

イ 地域密着型サービス等特例利用に係る理由書(様式第2号)

ウ 地域密着型サービス等特例利用に係る事業所意見書(様式第3号)

エ 地域密着型サービス等特例利用に係る介護支援専門員意見書(様式第4号)

### (3) 特例利用の承認・否認

事前協議を受けた那須塩原市長は、内容を審査し、特例利用の可否について、市外事業所に通知する。

### (4) 特例利用にかかる指定申請

特例利用の承認を得た市外事業所は、介護保険法の規定に基づき、那須塩原市長に対して指定の申請をしなければならない。

<p>(注意) 特例利用の指定の手続は、対象となる利用者ごとに行う必要があります。 対象となる利用者に関して指定を受けた日からサービスを提供できます。 対象となる利用者の利用終了の際は指定の廃止届を提出してください。</p>
--

## 8 サービスを提供する事業者の義務

### (1) サービス提供前

特例利用の対象となる利用者（以下「特例利用者」という。）にサービスを提供しようとする事業所は、当該特例利用者を担当する介護支援専門員と連携し、当該特例利用者の本人、家族、居住地域のサービス環境等の状況を把握した上で、特例利用の必要性を十分に検討しなければならない。

### (2) サービス提供中

特例利用者にサービスを提供している事業所は、特例利用者を担当する介護支援専門員と連携し、当該特例利用者の本人、家族、居住地域のサービス環境等の状況を定期的に確認するとともに、当該特例利用者が市区町村をまたいで住所地を変更した場合は、速やかに当該特例利用者の保険者である市区町村長へ届け出なければならない。

(3) サービス提供終了時

特例利用者にサービスを提供する事業所は、特例利用者ごとに、特例利用の理由がなくなったときは、サービスの提供の終了に向けて、他の事業所の利用へのスムーズな移行を支援しなければならない。また、特例利用者の保険者である市区町村長（特例利用者が住所地特例者の場合は、那須塩原市長）に対し、当該特例利用者へのサービス提供を終了する旨を届け出るとともに、第6項又は第7項の規定による特例利用を終了する場合は、当該特例利用に係る指定の廃止を届け出なければならない。

## 9 附則

この指針の制定に伴い、「那須塩原市指定地域密着型サービス事業所等の指定に係る同意基本方針」は廃止する。